

講義録レポート

講 座	証券アナリスト	科目①	I F R S のインパクト
目標年		科目②	
コース	特別セミナー	回 数	1 回

収録日	2011 年 6 月 19 日		
講師名	横田 先生	講義録 枚数	1枚 ※レポート 含まず
		補助レポート 枚数	14枚 ※表紙含む

講義構成	講義（ 45 ）分		
使用教材	①		
	②		
	③		
	④		
配布物	有 ☐ 無 ☒		
	①		
	②		
	③		
正誤表	有 ☐ 無 ☒	枚	
備考			

証券アナリスト講義録	科目 IFRSの インパクト	コース 特別セミナー	回数
------------	-------------------	------------	----

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 横田 先生
-----	--	--------------------------------------	----------

テキスト
ページ

黒板内容

B/S

資産

負債

株主資本

P/L

収益

費用

利益

その他の
包括利益

包括利益

B/S

資産

負債

株主資本

公正価値

- マーケット・アプローチ：市場価格
- コスト・アプローチ：再調達原価
- インカム・アプローチ：将来キャッシュフローの割引

購入価額

公正価値⇒

資産

CF₁

CF₂

CF₃

$\div (1+r)$

$\div (1+r)^2$

$\div (1+r)^3$

注記

証券アナリスト講座

特別セミナー

【IFRSのインパクト】

TAC

1. IFRS

(1) IFRSとは何か

国際財務報告基準（IFRS）とは、世界的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会（IASB）によって設定される会計基準の総称です。

今後、IASBにより既存のIASの改訂や新基準の公表が行われることもありますが、現行IASも新基準により廃止されるまではその効力を有しています。

なお、以下を総称したものが、IFRSsと呼ばれています。

IASCが設定した 国際会計基準	International Accounting Standards : IAS
解釈指針	Standing Interpretations Committee : SIC (旧解釈指針委員会)
IASBが設定した 国際財務報告基準	International Financial Reporting Standards : IFRS
解釈指針	International Financial Reporting Interpretations Committee : IFRIC (解釈指針委員会)

(2) 財務諸表の目的

財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供すること及び経営者の受託責任の報告にあります。

(3) IFRSの特徴

①原則主義（Principles-based）

日本	細則主義（詳細かつ具体的な規定）
IFRS	原則主義（あまり詳細な規定はない）

②IFRSの基礎

IFRSは、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を基礎としています。

財務諸表の目的を達成するための基礎となる前提として、IFRSのフレームワークは、以下の2点を挙げています。

基礎となる前提

- 1) 発生主義 (Accrual basis)
- 2) 継続企業 (Going concern)

また、財務諸表が提供する情報を利用者にとって有用なものとするための財務諸表の質的特性として、以下の4つを挙げています。

財務諸表の質的特性

- 1) 理解可能性
- 2) 目的適合性
- 3) 信頼性
- 4) 比較可能性

③質的特徴

a. 経済実質重視	法的形式 ⇒ 経済実質重視
b. B/S重視	収益費用アプローチ ⇒ 資産負債アプローチ (B/SはP/Lの連結環 ⇒ P/LはB/Sの連結環)
c. 包括利益	純利益 ⇒ 包括利益

(4) 資産・負債・資本（持分）・収益・費用の定義

＜IFRSフレームワーク＞

資産	過去の事象の結果として、企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が企業に流入することが期待される資源
負債	過去の事象から発生した企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的便益を含む資源が当該企業から流出すると予想されるもの
持分	企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権
収益	会計期間中の資産の流入または増価あるいは負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、出資者からの拠出以外の持分の増加を生じさせるもの
費用	会計期間中の資産の流出または減価あるいは負債の発生形をとる経済的便益の減少であり、出資者への分配以外の持分の減少を生じさせるものをいう。

2. IFRSの財務諸表

(1) 財務諸表の構成

- ①財政状態計算書 (Statement of Financial Position)
- ②包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income)
- ③持分変動計算書 (Statement of changes in equity)
- ④キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)
- ⑤注記 (重要な会計方針の要約及びその他の説明) (notes)
- ⑥ (IAS 1号を早期適用する場合) 会計方針の遡及適用もしくは遡及的修正再表示、又は、組替えをする場合には、比較年度の中の最も早い年度の期首における財政状態計算書
(注) IAS 1号 (財務諸表の作成及び表示に関する規定)

(2) 財務諸表の作成要件 (一般的特性)

① IFRSへの準拠性

IFRSでは、適正な表示の財務諸表はIFRSに準拠し、また、必要な場合には追加的な開示を行うことによって作成されます。そのため、財務諸表に経済的実態の影響を適正に表示する方法として、IFRSのフレームワークの資産、負債、収益、費用の定義や認識基準に従った会計処理が求められています。

② 継続企業の前提

財務諸表を作成する場合、経営者は継続企業として存続する能力を評価し、特別な場合を除き、継続企業の前提で作成しなければなりません。

③ 発生主義会計の適用

企業はキャッシュ・フロー情報を除き、発生主義会計により財務諸表を作成しなければなりません。

④ 表示の継続性

財務諸表における表示及び分類方法については、以下の場合を除いて継続して適用しなければなりません。

- 1) 企業の事業内容に重要な変更があった場合、及び財務諸表の表示や分類方法を再検討した結果、IAS 8号の会計方針の選択と適用の要件について他の表示や分類方法が適切であると判明した場合
- 2) 基準もしくは解釈指針によって表示の変更が強制される場合

⑤重要性と合算

性質や機能について類似した項目であっても、重要性がある場合は、財務諸表に個別に表示しなければなりません。また、類似しない項目については、重要性がない場合を除いて個別表示しなければなりません。

⑥相殺の禁止

資産及び負債、収益及び費用は、基準もしくは解釈指針によって要求もしくは許容されていない限り、相殺するべきではないとされています。

⑦比較可能性の確保

財務諸表において報告される金額的情報については、特別な場合を除き、比較情報として前期数値を開示しなければなりません。

3. 財政状態計算書の様式及び表示

(1) 財政状態計算書の様式

<財政状態計算書 様式>

Aグループ 財政状態計算書 20X2年3月31日現在
(単位: ××通貨単位)

	20X2年3月31日	20X1年3月31日
資産		
非流動資産		
有形固定資産	×××	×××
のれん	×××	×××
その他の無形資産	×××	×××
関連会社投資	×××	×××
売却可能金融資産	×××	×××
	<u>×××</u>	<u>×××</u>
流動資産		
棚卸資産	×××	×××
営業債権	×××	×××
その他の流動資産	×××	×××
現金及び現金同等物	×××	×××
	<u>×××</u>	<u>×××</u>
資産合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>
資本及び負債		
親会社の株主に帰属する持分		
資本金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
その他の資本の構成要素	×××	×××
	<u>×××</u>	<u>×××</u>
非支配持分	×××	×××
資本合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>
非流動負債		
社債及び借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
非流動負債合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>
流動負債		
営業債務その他の未払勘定	×××	×××
短期借入金	×××	×××
1年内返済予定長期借入金	×××	×××
未払法人所得税	×××	×××
引当金	×××	×××
流動負債合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>
負債合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>
資本及び負債合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>

(2) 財政状態計算書の表示

①表示すべき項目

- | | |
|-----|---|
| (a) | 有形固定資産 |
| (b) | 投資不動産 |
| (c) | 無形資産 |
| (d) | 金融資産 |
| (e) | 持分法で会計処理されている投資 |
| (f) | 生物資産 |
| (g) | 棚卸資産 |
| (h) | 営業債権及びその他の債権 |
| (i) | 現金及び現金同等物 |
| (j) | 売買目的で保有する資産（IFRS 5号により処分グループに含まれる売買目的保有の資産を含む）の合計 |
| (k) | 営業債務及びその他の債務 |
| (l) | 引当金 |
| (m) | 金融債務（上記（k）及び（i）以外） |
| (n) | 当期税金負債及び当期税金資産 |
| (o) | 繰延税金負債及び繰延税金資産 |
| (p) | 売却目的に分類される負債 |
| (q) | 非支配持分 |
| (r) | 親会社の株主に帰属する発行済資本金及び剰余金 |

②流動、非流動の区分

流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債は、これらを区分せずに流動性の順に従って表示することが、信頼でき、より目的適合的な情報を提供する場合を除いて、別々の区分として表示しなければなりません。次のいずれかの要件を満たす場合は流動資産又は流動負債、いずれも満たさない場合は非流動資産又は非流動負債として分類します。

(流動資産)	(流動負債)
a 企業の通常の営業循環期間において、回収が実現される予定であるか又はその間に販売もしくは消費する目的で保有されている場合	a 企業の通常の営業循環期間において決済される予定である場合
b 主として売買目的で保有されている場合	b 主として売買目的で保有されている場合
c 報告期間の後 12 ヶ月以内に回収が実現される予定である場合	c 報告期間の後 12 ヶ月以内に決済されることになっている場合
d 現金又は現金同等物である場合（12 ヶ月以内の使用が制限されている場合を除く）	d 企業が報告期間の後少なくとも12 ヶ月間、負債の決済を繰り延べることのできる無条件の権利を有していない場合

4. 包括利益計算書の様式及び表示

(1) 包括利益計算書の様式

会計期間に発生したすべての損益項目は、包括利益計算書で表示されます。

「包括利益」は、当期純利益及びその他の包括利益の当年度の増減で構成されます。

「その他の包括利益」とは、資本の部で認識される外貨換算差額、売却可能証券、キャッシュ・フロー・ヘッジ、再評価剰余金等に関連する未実現損益項目の総称です。

包括利益計算書は以下の方法のいずれかによって作成されなければなりません。

①単一の表による表示

②2つの表（現行の純利益・純損失からスタートし、その他の包括利益の構成要素を表示するもの）による2段階表示

<包括利益計算書 様式>

Aグループ 包括利益計算書 20X2年3月31日終了事業年度
(単位：××通貨単位)

	20X2年	20X1年
収益	×××	×××
売上原価	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
売上総利益	×××	×××
その他の収益	×××	×××
販売費	×××	×××
一般管理費	×××	×××
その他の費用	×××	×××
金融費用	×××	×××
持分法損益	<u>×××</u>	<u>×××</u>
税引前利益	×××	×××
税金費用	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
継続事業からの当期利益	×××	×××
非継続事業からの当期損失	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
当期利益	<u>×××</u>	<u>×××</u>
その他包括利益：		
在外営業活動の換算による外貨換算差額	×××	×××
売却可能金融資産	×××	×××
キャッシュ・フロー・ヘッジ	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
固定資産再評価益	×××	×××
確定給付年金制度の保険数理差損益	×××	×××
関連会社のその他包括利益	×××	×××
その他包括利益の構成要素に係る税金	×××	×××
当期その他包括利益（税引後）	<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期包括利益合計	<u>×××</u>	<u>×××</u>

(2) 表示すべき項目

包括利益計算書の本体には、少なくとも以下の項目の表示が必要です。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| (a) | 収益 |
| (b) | 金融費用 |
| (c) | 持分法投資損益 |
| (d) | 税金費用 |
| (e) | 非継続企業の損益と非継続事業資産の再評価・処分損益の合計額（税引後） |
| (f) | 当期利益 |
| (g) | その他の包括利益の各構成要素（(h)を除く） |
| (h) | 持分法投資のその他の包括利益の持分相当額 |
| (i) | 当期包括利益 |

(3) 期間損益の配分

包括利益計算書において、損益及び包括利益合計は期間損益の配分として開示しなければなりません。すなわち、全体の利益から非支配持分利益をあたかも費用のように差し引いて親会社の株主に帰属する利益を算定するのではなく、非支配持分と親会社の株主に帰属する利益をそれぞれ表示することになります。

(4) 特別損益（異常）項目の表示の禁止

包括利益計算書又はその注記においては、収益や費用の項目を特別損益（異常）項目を設けて、表示することは禁止されています。例えば、有形固定資産の除売却損益については、日本基準では特別損益とされることが一般的ですが、IFRSでは非継続事業に係るものを除き、原則として営業損益として表示されます。

(5)費用項目を表示する様式

IFRSsでは、費用項目を表示する2つの様式を例示しています。

- ①第一の様式は、「費用性質法」で、費用はその性質に従って集計されるため、機能別に分類する必要がなく容易に採用可能です。この方法は、将来のキャッシュ・フローを予測するのに有用です。

(費用性質法による開示)		
収益		××
その他の収益		××
製品及び仕掛品の増減	××	
原材料及び消耗品の使用	××	
従業員給与	××	
減価償却費	××	
その他の費用	<u>××</u>	
費用合計		<u>(××)</u>
税引前利益		××

- ②第二の様式は「費用機能法」で「売上原価法」とも呼ばれます。この様式の場合、別途、従業員給与及び減価償却費といった性質別費用の開示が求められます。

(費用機能法による開示)		
収益		××
売上原価		<u>(××)</u>
売上総利益		××
その他の収入		××
販売費		(××)
管理費		(××)
その他の費用		<u>(××)</u>
税引前利益		××

5. 持分変動計算書の様式、表示

(1) 持分変動計算書の様式

<持分変動計算書 様式>

Aグループ 持分変動計算書 20X2年3月31日
(単位: ××通貨単位)

	資本金	利益 剰余金	存外 営業活動 の換算	売却可能 金融資産	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ	再評価 剰余金	合計	非支配 持分	合計
20X0年4月1日残高	××	××	(××)	××	××	—	××	××	××
会計方針の変更	—	××	—	—	—	—	××	××	××
修正再表示後の残高	××	××	(××)	××	××	—	××	××	××
20X0年の持分変動									
配当	—	(××)	—	—	—	—	(××)	—	(××)
当期包括利益合計	—	××	××	××	(××)	××	××	××	××
20X1年3月31日残高	××	××	××	××	(××)	××	××	××	××
20X1年の持分変動									
株式発行	××	—	—	—	—	—	××	—	××
配当	—	(××)	—	—	—	—	(××)	—	(××)
当期包括利益合計	—	××	××	××	(××)	××	××	××	××
留保利益に振替	—	××	—	—	—	(××)	—	—	—
20X2年3月31日残高	××	××	××	××	(××)	××	××	××	××

(2) 表示すべき項目

- (a) 当年度の包括利益総額（非支配持分及び親会社株主に帰属する金額を区分）
- (b) 資本の部の各項目ごとに、IAS 8号に従って認識された遡及適用による修正及び修正再表示の影響
- (c) 資本の部の各項目ごとの期首から期末の変動に、次の項目から生じる増減
 - ・当期利益
 - ・その他の包括利益の各項目
 - ・所有者との取引（出資及び分配、ならびに支配権の損失につながらない子会社の持分の変動を個別に表示）

当年度に所有者に対する分配として認識された配当金及び一株当たりの金額を持分変動計算書又は注記で開示する必要があります。

6. キャッシュ・フロー計算書の様式及び表示

(1) キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書は、営業、投資及び財務の各活動別に区分して、期中のキャッシュ・フローを報告しなければなりません。

「キャッシュ・フロー」とは、現金及び現金同等物の流入と流出をいいます。

「現金」とは、手許現金と要求払預金からなり、「現金同等物」とは、短期（概ね取得から3ヵ月以内の償還期日）の流動性が高く価値変動の低い投資です。

<キャッシュ・フロー計算書 様式：直接法>

A グループ キャッシュ・フロー計算書		20X2 年
(単位：××通貨単位)		
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
得意先からの収入	×××	
仕入先及び従業員への支出	(×××)	
営業活動による現金獲得額	×××	
利息支払額	(×××)	
法人所得税支払額	(×××)	
営業活動によって供給されたキャッシュ純額		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
子会社Xの取得による支出	(×××)	
有形固定資産の購入	(×××)	
設備の売却による収入	×××	
利息受取額	×××	
配当金受取額	×××	
投資活動によって使用されたキャッシュ純額		(×××)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
株式の発行による収入	×××	
長期借入金による収入	×××	
ファイナンス・リース債務の返済額	(×××)	
配当金支払額	(×××)	
財務活動において使用されたキャッシュ純額		(×××)
現金及び現金同等物の純増加額		×××
現金及び現金同等物期首残高		×××
現金及び現金同等物期末残高		×××

＜キャッシュ・フロー計算書 様式：間接法＞

A グループ キャッシュ・フロー計算書

(単位：××通貨単位)

20X2 年

営業活動によるキャッシュ・フロー：

税金控除前利益	×××	
調整：		
減価償却費	×××	
為替差損	×××	
投資利益	(×××)	
利息費用	<u>×××</u>	
	×××	
営業及びその他の債権の増加額	(×××)	
棚卸資産の減少額	×××	
営業債務の減少額	<u>(×××)</u>	
営業活動による現金獲得額	×××	
利息支払額	(×××)	
法人所得税支払額	<u>(×××)</u>	
営業活動によって供給されたキャッシュ純額		×××

(以下の記載は、直接法と同じ)

(2) 純額表示と総額表示

営業、投資及び財務活動によって生じるキャッシュ・フローのうち、以下のものは純額で表示することが認められています。ただし、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローは、これらの場合を除いて、総収入及び総支出を主要な区分によって個別に報告しなければなりません。

- ①キャッシュ・フローが当該企業よりもむしろ顧客の活動を反映している場合の、顧客のために行う収入及び支出
- ②回転が速く、金額が大きく、かつ期日が短い項目に対する収入及び支出
- ③金融機関における一定の取引

(3) 利息及び配当金の取扱い

利息及び配当金の受取り及び支払いは、それぞれ別個に表示します。金融機関の受取利息、受取配当金及び支払利息は営業活動に含められますが、その他の企業による取扱いは、支払配当金も含め、特段のコンセンサスはありません。しかし、その分類については、継続的に適用する必要があります。

< IFRSにおける利息・配当金の取扱い >

受取利息	受取配当金	支払利息	支払配当金
営業活動又は 投資活動	営業活動又は 投資活動	営業活動又は 財務活動	営業活動又は 財務活動

(4) 法人所得税の取扱い

支払税金は、それが直接、財務活動又は投資活動に関連付けられない限りは、営業活動によるキャッシュ・フローとして取扱います。